

川西町水道事業危機管理マニュアル

平成20年3月 策定
平成25年3月 改定
平成27年3月 改定
平成28年7月 改定

川西町地域整備課
上下水道グループ

目 次

I 総則

- 1 目的
- 2 基本事項
 - (1) 事故・災害の種類
 - (2) 水道施設災害対策本部
- 3 配置・出動
 - (1) 災害等の確認
 - (2) 災害等の被害想定レベル判断
- 4 災害対応
 - (1) 対応基準
 - (2) 置広水の災害等への対応基準
 - (3) 応援要請
 - (4) 災害対策本部設置フロー
 - (5) 災害対策本部設置基準
 - (6) 災害対策本部の組織図

II 応急給水対策

- (1) 災害等による水道施設損壊に係る対策
- (2) 水質汚染事故及び置広水の災害に係る対策
- (3) テロの脅威に係る対策
- (4) 応急給水所

III 応急復旧対策

- (1) 災害等による水道施設損壊に係る対策
- (2) 水質汚染事故に係る対策
- (3) 置広水の災害に係る対策

IV 応援要請対策

- (1) 災害等による水道施設損壊に係る対策
- (2) 水質汚染事故及び置広水の災害に係る対策
- (3) テロの脅威に係る対策

V 緊急連絡網

I 総則

1 目的

川西町水道事業危機管理マニュアル(以下「危機管理マニュアル」という。)は、川西町地域防災計画に定めるもののほか、町民が災害により飲料水の供給を絶たれたとき、災害等により水道施設破損事故又は水質汚染事故等水道水供給に障害が発生したときの応急対策について定め、速やかに町民のライフラインである水道水を確保することを目的とする。

また、置賜広域水道における原水の濁度上昇による減・断水に対応するため「置賜広域水道受水地域における断水対策連携マニュアル」(以下「断水対策マニュアル」という。)との整合を図るものとする。

2 基本事項

(1) 事故・災害の種類

本危機管理マニュアルにおける事故・災害は次に定めるものとする。
ただし、小規模な漏水等通常維持管理業務の範囲の事故は除く。

①地震による災害(以下「地震災害」という。)

地震により、水道施設に大きな損害を受けた場合、もしくは水質に著しい影響を及ぼす事態の発生がある場合

②水害による災害(以下「自然災害」という。)

豪雨等による水害により、水道施設に大きな損害を受けた場合、もしくは水質に著しい影響を及ぼす事態の発生がある場合

③汚染物の流入、病原性微生物の発生等による水質汚染事故(以下「水質事故」という。)

農薬等有害薬物の流入又は病原性微生物の発生等により水質が水道水供給に大きな影響を及ぼすおそれがある場合

④配水池の漏水、配水管破断等施設損壊事故(以下「損壊事故」という。)

水道施設からの漏水、損壊事故又は停電により4時間を超えて著しい水圧の低下又は給水停止など広範囲に影響を及ぼすおそれがある場合

⑤武力攻撃事態(以下「テロの脅威」という。)

テロ活動により給水の安全確保に影響を及ぼすおそれがある場合

⑥置賜広域水道における災害や事故(以下「置広水の災害等」という。)

原水の濁度上昇や災害、事故により置賜広域水道からの供給が断滅水した場合

- ⑦その他の事故又は災害（以下「その他災害」という。）
上記以外の事故、災害により施設に甚大な被害がある場合

(2) 水道施設災害対策本部

①水道施設災害対策本部の設置

ア) 川西町地域防災計画に基づく川西町災害対策本部が設置される以前において町民への応急給水、又は水道施設の災害等に対応するため、災害等の被害想定レベル4以上と判断される場合は、水道施設災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）を設置する。

イ) 災害対策本部は、地域整備課長がこれを設置する。地域整備課長は、対策本部を設置したときは速やかに、町長及び総務課長にこれを報告するものとする。

ウ) 災害対策本部は、地域防災計画による川西町災害対策本部が設置されたとき対策本部の給水下水班に移行する。

②災害対策本部の構成

ア) 災害対策本部は、地域整備課上下水道グループの職員をもって構成し、地域整備課長がこれを総括する。

イ) 災害対策本部は、地域整備課上下水道グループ内に設置する。

ウ) 災害対策本部は、応急給水・水道施設の応急復旧等の具体的対策について協議し、決定する。

③災害対策本部の組織

ア) 上下水道グループ内に設置する災害対策本部は、下表の組織及び担当とする。

係名	分担	役割
総括	地域整備課長	総括、指揮
庶務・調査係	上下水道主幹他	調査、連絡調整
広報係	上水道主査他	住民広報
復旧係	上下水道主幹他	応急復旧
給水係	上水道主査他	応急給水

イ) 係の事務分掌

【総括】

災害対策本部の総括

- 対策本部設置の宣言
- 人員把握
- 被害状況の把握

【庶務・調査】

情報の収集管理、他課、県、各市町村との連絡調整

- 情報の集中管理
- 関係機関連絡調整（置賜保健所・置賜電気水道事務所等）
- マスコミ対応（原稿準備・対応状況等連絡）

【広報】

情報の収集、発信

- 問い合わせの対応（苦情電話等対応）
- 住民広報（原稿準備・広報者の手配等）
- 対策の記録

【復旧】

水質安全の確認、損壊箇所の復旧、他都市応援復旧対応

- 水道施設損壊箇所及び水質の調査
- 水道水の確保
- 復旧計画の実施

【給水】

断水地域の応急給水、応援給水対応

- 断水範囲の認定
- 給水計画の認定
- 応急給水所、給水の必要量、給水時間の決定
- 給水必要器具、資材、車両及び人員の確保

2 配置・出動

（1）災害等の確認

地域整備課上下水道グループ職員（以下「職員」という。）は、事故又は災害（以下「災害等」という。）を確認した場合、又は通報を受けた場合は、次の措置を行う。

①事故通報を受けた場合

- ア) 通報者の住所、氏名および連絡先の確認。
- イ) 通報時間又は事故を確認した時間、場所、災害等の内容（漏水、施設の損壊、水道水の異常等）の確認。
- ウ) 通報受信した職員は、上司に連絡し指示を受け現場を確認する。

②職員が確認した場合

ア) 上司に連絡し指示を受ける。

③置賜電気水道事務所等より連絡があった場合

ア) 「断水対策マニュアル」等に基づき、所定様式によるFAX及び電話・電子メールにより連絡により対策段階を確認。

④自然災害により被災のおそれがある場合

災害の種類	出動基準	配備体制	行動内容
地震	震度3の地震観測時及び同規模の揺れを感じたとき	課長 主幹	情報の収集 (レベル2:監視レベル)
	震度4地震観測時及び同規模の揺れを感じたとき	課長 主幹 主査	情報の収集 (レベル3:警戒レベル)
	震度5以上	全職員	(町防災計画による)
水害	洪水警報	課長	情報の収集

⑤連絡体制

ア) 上表で「課長」は、地域整備課長を、「主幹」は、上下水道主幹をいう。

イ) 連絡経路は川西町水道事業危機管理マニュアルに基づく緊急連絡網による。

ウ) 非常招集は、自家に被害のおそれがある場合、猶予する。

(2) 災害等の被害想定レベル判断

地域整備課長は、災害等の規模について、次の区分により判断する。

- 1 レベル1 (通常レベル: 災害のおそれがない)
- 2 レベル2 (監視レベル: 当面災害のおそれがないが監視が必要)
※ 断水対策マニュアルにおける【第1段階】該当。置賜広域水道水源域3観測点(刈安、綱木、綱木川ダム)のいずれかにおいて、時間最大雨量が20ミリ又は24時間雨量が80ミリを超えた場合。
- 3 レベル3 (警戒レベル: 災害のおそれがあり即応準備が必要)
※ 断水対策マニュアルにおける【第2段階】該当。置賜広域水道の取水濁度が基準値(水窪系200度、綱木川系400度)に達した場合など。
- 4 レベル4 (災害等発生: 上下水道グループ及び地域整備課職員で

対応可能)

※ 断水対策マニュアルにおける【第3段階】該当。置賜広域水道が給水を停止した場合。復旧状況によりレベル4以上の対応。

- | | | |
|---|------|--------------------------|
| 5 | レベル5 | (重大な災害：庁内他課等職員の応援が必要) |
| 6 | レベル6 | (他市町の応援を要する災害：個別支援要請) |
| 7 | レベル7 | (日水協「災害時相互応援協定」による応援が必要) |

3 災害対応

(1) 対応基準

レベル3

地域整備課長は、レベル3（警戒レベル）と判断したときは、次の措置を講じなければならない。

- ①町災害対策本部事務局と連絡を密にし情報収集に努める。
- ②必要に応じて職員を招集する。
- ③詳細な危険箇所又は被害発生が危惧される箇所の情報収集に努める。
- ④想定される被害に対応するための対応計画を作成する。
- ⑤想定される被害に対応するために業者と連絡をとり連絡網を整備する。

レベル4以上の災害

地域整備課長は、災害等により水道施設の損壊又は水質汚染等のおそれが生じたときは、地域整備課内に速やかに災害対策本部を設置し、町長に報告する。

(2) 置広水の災害等への対応基準

断水対策マニュアルにおける【第1段階】

置賜広域水道より断水対策マニュアルにおける【第1段階】の報告を受けた場合、地域整備課長は、次の措置を講じなければならない。

- ①置賜電気水道事務所より断水対策マニュアル「様式-1」による連絡があった場合、気象情報を収集するとともに、必要に応じ受水を増量し配水池の高水位運用に努める。
- ②必要に応じて職員を招集し、今後の対応方針に検討を行い、初動体制の確立を図る。

- ③置賜保健所より関係機関対策会議へ招集された場合の出席。
- ④その他、状況に応じて断水対策マニュアル様式により関係機関との情報共有に努める。

断水対策マニュアルにおける【第2段階】

置賜広域水道より断水対策マニュアルにおける【第2段階】の報告を受けた場合、地域整備課長は、次の措置を講じなければならない。

- ①置賜電気水道事務所より断水対策マニュアル「様式-5」「様式-6」による連絡があった場合、配水池の貯水量を確認し、今後の必要水量や住民への節水協力広報等について検討する。
- ②減・断水となった場合に対応するため職員を招集し、応急給水体制・応援給水要請及び住民への広報について速やかに準備する。
- ③関係機関対策会議及び置賜電気水道事務所からの定時報告（9時、12時、15時、18時）への対応。
- ④その他、状況に応じて断水対策マニュアル様式により関係機関との情報共有に努める。

断水対策マニュアルにおける【第3段階】

置賜広域水道より断水対策マニュアルにおける【第3段階】の報告を受けた場合、地域整備課長は、次の措置を講じなければならない。

- ①置賜電気水道事務所より断水対策マニュアル「様式-6」により給水停止の連絡があった場合、給水可能時間を確認する。
- ②減・断水に対応するため、応急給水体制、応援給水要請及び住民への広報について速やか実行する。
- ③その他、状況に応じて断水対策マニュアル様式により関係機関との情報共有に努める。

断水対策マニュアルにおける【第4段階】

置賜広域水道より断水対策マニュアルにおける【第4段階】の報告を受けた場合、地域整備課長は、次の措置を講じなければならない。

- ①置賜電気水道事務所より断水対策マニュアル「様式-7」「様式-8」により浄水再開見込についての連絡があった場合、復旧の見通し・必要水量を検討し、置賜保健所に報告する。

- ②給水再開に伴い、洗管作業を進めるとともに、住民へ復旧見通しの広報を行う。
- ③応援給水活動終了可能となった場合は「災害時相互応援協定」に基づき報告する。
- ④その他、状況に応じて断水対策マニュアル様式により関係機関への報告を行う。

(3) 応援要請

①課の職員の招集

地域整備課長は、災害対策等にあたり上下水道グループ職員で不足する場合は、地域整備課の他グループを招集する。

②町職員の要請

地域整備課長は、災害対策にあたり地域整備課職員で人員不足する場合、総務課長に対し町役場他部署の応援要請をする。応援要請で派遣される職員は、臨時的に地域整備課長の指揮に入る。

③川西町建設業協会の応援

地域整備課長は、応急復旧又は応急復旧において必要と判断したときは、町長の指示を受け川西町建設業協会に応援要請を行う。

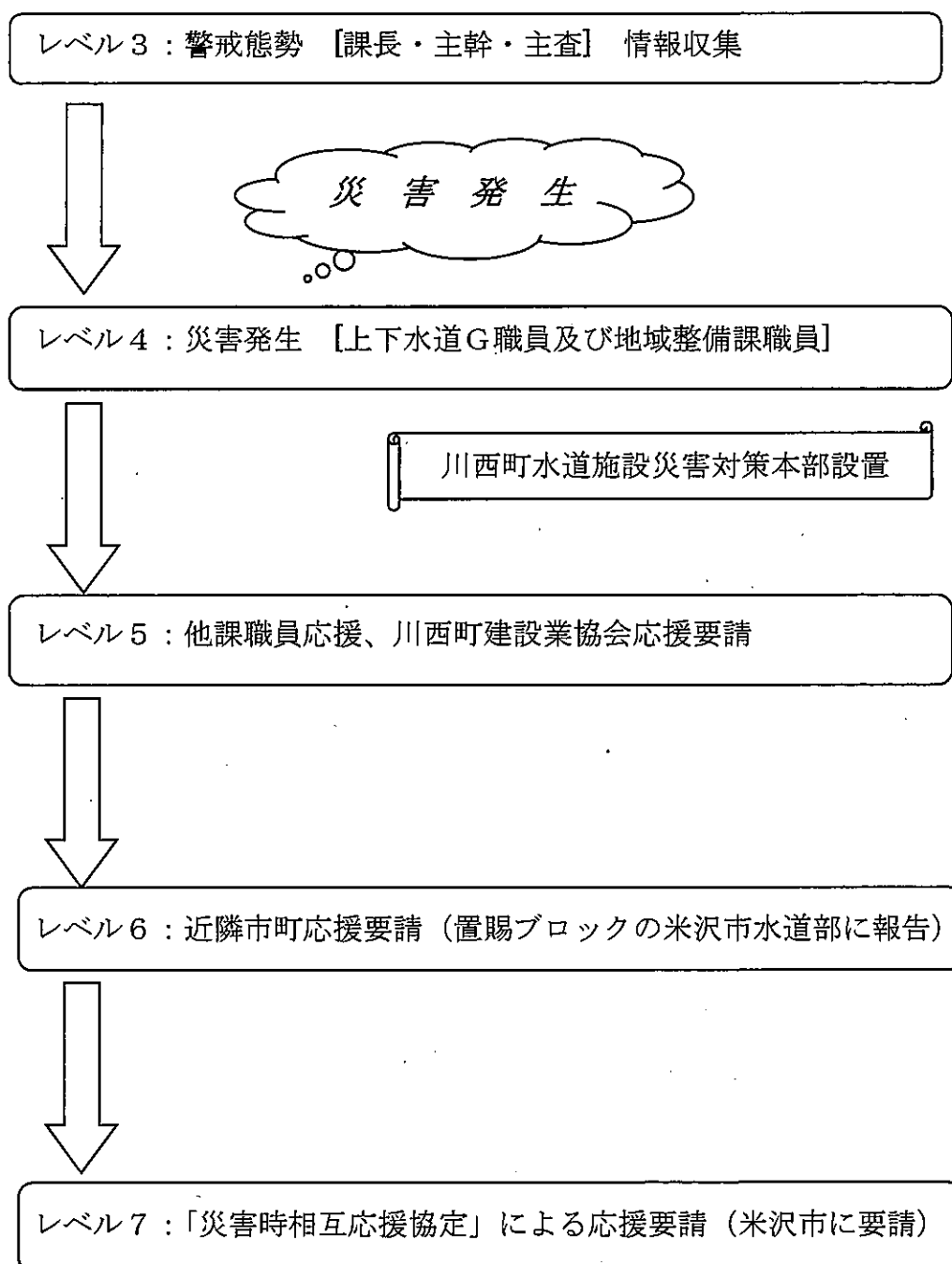
④近隣市町（置賜電気水道事務所含む）の応援

地域整備課長は、①、②の応援によっても災害対策に不足と判断した場合、町長の指示を受け近隣市町（置賜電気水道事務所含む）に応援要請を行う。その時は、「災害時相互応援協定」置賜ブロック代表都市の米沢市水道部に状況を報告する。

⑤日本水道協会「災害時相互応援協定」に基づく応援

地域整備課長は、①、②、③の応援によっても災害対策に不足と判断した場合、「災害時相互応援協定」に基づき米沢市水道部に応援要請を行う。

(4) 災害対策本部設置フロー



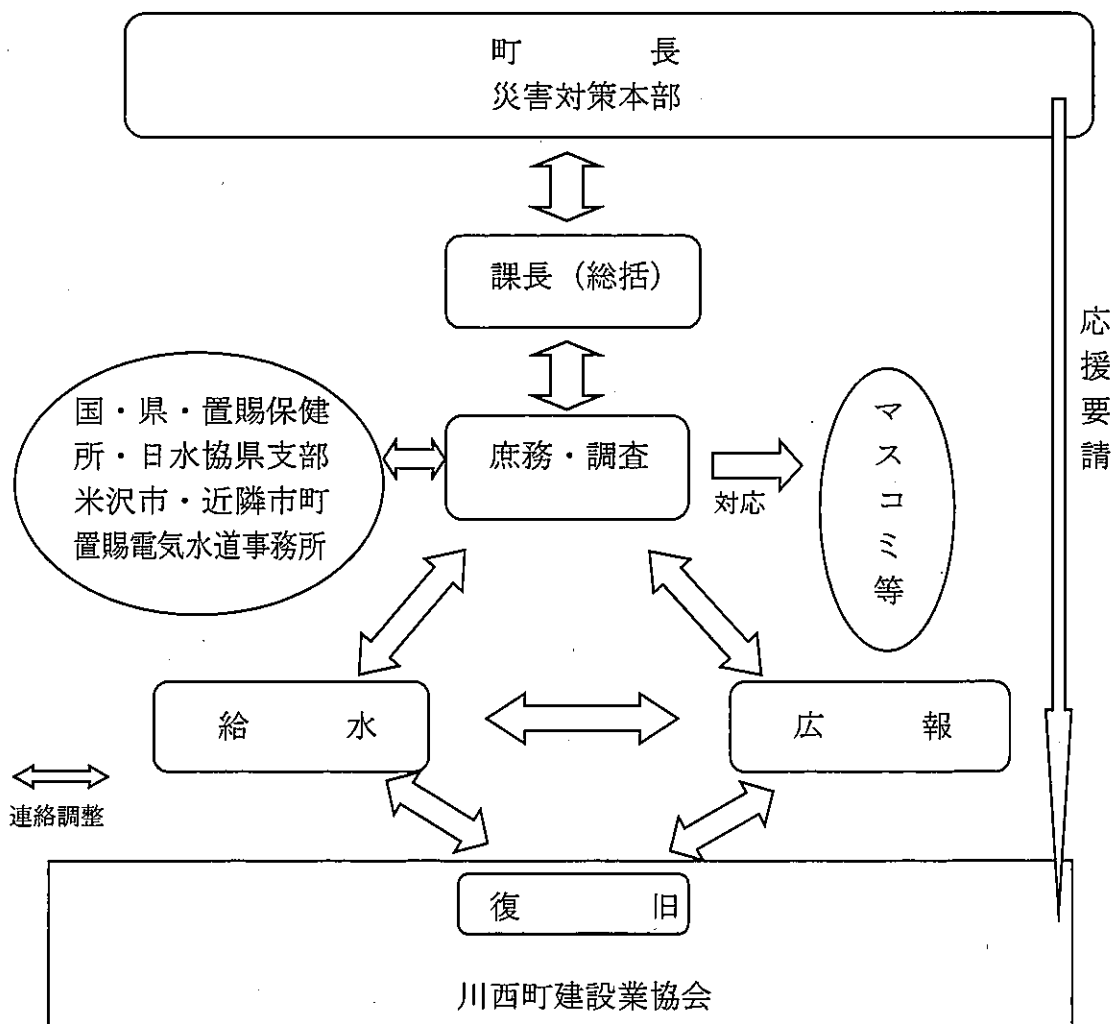
(日本水道協会「災害時相互応援協定」置賜ブロック連絡先：米沢市水道部)

(5) 災害対策本部設置基準

地域整備課長は、次のいずれかに該当するときは災害対策本部を設置する。

- ① 100戸以上の給水世帯が4時間を超え断水するおそれがある水道施設損壊等があったとき。
- ② 4時間を超える施設稼働停止のおそれがある停電又は施設異常等があったとき。
- ③ 水質汚染又は置賜広域水道での給水停止により供給停止を行うとき。
- ④ テロ危険の情報入手し危険と判断したとき。
- ⑤ 町長から設置指示があったとき。

(6) 災害対策本部の組織図



II 応急給水対策

(1) 災害等による水道施設損壊に係る対策

- ① 応急給水応援の受け入れ体制の確立
- ② 給水応援自治体の割り振り
- ③ 応急給水時の水源は正安寺・八幡原配水池内の消火栓、南向文化センター協賛企業局設置の応急給水栓とする
- ④ 非常用水源として個人井戸の把握
- ⑤ 給水影響緩和措置（濁度測定、塩素消毒の強化）
- ⑥ 被害程度により応急給水所の仮設配管手配。
- ⑦ 被害程度により川西町及び応援自治体からの給水車配備

(2) 水質汚染事故及び置広水の災害に係る対策

- ① 給水停止措置
- ② 応急給水応援の受け入れ体制の確立
- ③ 給水応援自治体の割り振り
- ④ 非常用水源として個人井戸の把握
- ⑤ 被害程度により応急給水所の仮設配管手配
- ⑥ 被害程度により川西町及び応援自治体からの給水車配備

(3) テロの脅威に係る対策

- ① 情報連絡網の確認（国、県、警察、その他機関）
- ② 施設の安全確認（施設の保安、各施設の確認等）
- ③ 施設、水質監視の体制の確立

(4) 応急給水所

応急給水所については、原則的に下記施設に設営するが、断水規模や災害状況によっては、給水所の増減設を検討する。

- ① 川西町中央公民館（上小松 1559-3 42-6651）
- ② 大塚地区交流センター（西大塚 293 42-4701）
- ③ 犬川地区交流センター（小松 614-2 42-2642）
- ④ 中郡地区交流センター（堀金 1527-1 42-2643）
- ⑤ 玉庭地区交流センター（玉庭 6708-5 48-2130）
- ⑥ 東沢地区交流センター（大舟 910 48-2079）
- ⑦ 吉島地区交流センター（吉田 5886-1 44-2840）

III 応急復旧対策

(1) 災害等による水道施設損壊に係る対策

- ①災害程度により応急給水所への仮設配管手配
- ②水道施設の応急修理工事（川西町建設業協会）
- ③被害程度により工務関係の応援自治体の任務割り振り
- ④配水池の清掃、送・配水管の洗管作業
- ⑤電気計装室の修理、検査（東北電気保安協会）
- ⑥通水可能⇒停電解除まで自家発電継続（燃料補給に注意）

(2) 水質汚染事故に係る対策

- ①水質検査の実施（委託検査機関への派遣要請）
- ②汚染された水の排水作業
- ③中和剤の混入
- ④配水池の清掃、送・配水管の洗管作業
- ⑤給水開始前の水質検査の実施

(3) 置広水の災害に係る対策

- ①配水池の清掃、送・配水管の洗管作業
- ②給水開始前の水質検査の実施

IV 応援要請対策

(1) 災害等による水道施設損壊に係る対策

- ①レベル5：総務課長に連絡して、他課への応援要請
：川西町建設業協会への応援要請
- ②レベル6：近隣市町に応援要請（米沢市水道部に報告）
- ③レベル7：「災害時相互応援協定」に基づき米沢市水道部に応援要請

(2) 水質汚染事故及び置広水の災害に係る対策

- ①レベル5：総務課長に連絡して、他課への応援要請
：川西町建設業協会への応援要請
- ②レベル6：近隣市町に応援要請（米沢市水道部に報告）
- ③レベル7：「災害時相互応援協定」に基づき米沢市水道部に応援要請

(3) テロの脅威に係る対策

- ①県危機管理室・米沢警察署・米沢市水道部に状況報告

- ② 県危機管理室・米沢警察署・米沢市水道部に応援要請
- ③ 「災害時相互応援協定」に基づき米沢市水道部に応援要請